

一般乗用旅客自動車運送事業運送約款（阪急タクシー株式会社）

二〇二一年五月十日変更

（適用範囲）

第一条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般的な慣習によります。

二 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（変更）

第一条の二 当社が定める運送約款は、社会情勢の変化その他合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ相当な範囲において変更できるものとします。

二 前項によるこの運送約款の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、当社ホームページ等、相当の方法であらかじめ公表するものとし、公示の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（係員の指示）

第二条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（運送の引き受け）

第三条 当社は、次条又は第四条の二第二項、第四条の三第二項、第四条の四第二項の規定により運送の引き受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

（運送の引き受け及び継続の拒絶）

第四条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶することがあります。

（1）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

（2）当該運送に適する設備がないとき。

（3）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。

（4）当該運送の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき。

（5）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

（6）当該運送に天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

（7）当該運送が天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

（8）当該運送が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

（9）当該運送が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯しているとき。

（10）当該運送が第四条の五第三項又は第四項の規定により持ち込みを拒絶された物品を携帯しているとき。

（11）当該運送が第四条の三旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）をいう。）を差し控えていただきます。

（12）当該運送が第二項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（13）当該運送が第三項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（14）当該運送が第四項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（15）当該運送が第五項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（16）当該運送が第六項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（17）当該運送が第七項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（18）当該運送が第八項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（19）当該運送が第九項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（20）当該運送が第十項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（21）当該運送が第十一項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（22）当該運送が第十二項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（23）当該運送が第十三項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（24）当該運送が第十四項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（25）当該運送が第十五項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（26）当該運送が第十六項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（27）当該運送が第十七項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（28）当該運送が第十八項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（29）当該運送が第十九項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（30）当該運送が第二十項の規定による求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶するほか、運転者又は当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）を差し控えていただきます。

（手回品の持込み制限）

第四条の五 旅客は 第四条第七号の物品を車内に持ち込むことができません。

二 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

三 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することができます。

四 当社は、旅客が第二項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第一項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することができます。

（運賃及び料金）

第五条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

二 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

（運賃及び料金の收受）

第七条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当

社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに自動

車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

二 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもつて終ります。

第八条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第九条 当社は、天災その他当社の責に帰すること出来ない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによつて旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第一〇条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。